

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

岩手厚生年金 事案 1037

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和34年にA社に入社し、同事業所がC社と合併した後も平成12年3月末日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びC社B事業所から提出された申立人に係る人事台帳から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社B工場からA社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事台帳において確認できる発令日が昭和40年6月21日となっており、申立人は申立期間において、A社B工場に勤務していたと認められることから、同社同工場における資格喪失日は、A社D工場における資格取得日と同日の同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記

録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 1038

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日：昭和13年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私の亡き夫は、昭和31年にA社に入社し、同事業所がC社と合併した後も平成10年3月末日に退職するまで継続して勤務していたので、亡き夫の申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びC社B事業所から提出された申立人に係る人事台帳から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社B工場からA社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事台帳において確認できる発令日が昭和40年6月21日となっており、申立人は申立期間において、A社B工場に勤務していたと認められることから、同社同工場における資格喪失日は、A社D工場における資格取得日と同日の同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 40 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 1039

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和39年にA社に入社し、同事業所がC社と合併した後も平成14年3月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びC社B事業所から提出された申立人に係る人事台帳から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社B工場からA社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事台帳において確認できる発令日が昭和45年3月21日となっており、申立人は申立期間において、A社B工場に勤務していたと認められることから、同社同工場における資格喪失日は、A社D工場における資格取得日と同日の40年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記

録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 1040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月15日から同年4月1日まで
私は、昭和44年4月から46年5月まで継続してA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。
間違いなく勤務していたので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立期間において、申立人がA社B出張所（昭和45年4月1日から同社B営業所）に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、申立人と同様の記録となっている上、当該同僚が保管している申立期間に係る給与明細書によると、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、A社は、「申立人が申立期間も勤務していたことは間違いがないが、当時の資料は保管期限経過のため処分している。」と回答している。

なお、オンライン記録によると、A社B出張所は、昭和45年4月1日に同社B営業所として厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同社は、「厚生年金保険関係の事務は、昭和45年3月までは本社で処理しており、同年4月からB営業所に当該事務を移管した。」と回答していることから、申立人の被保険者資格は、同年4月1日まで同社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和45年2月の事

業所別被保険者名簿の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岩手国民年金 事案 759

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から54年6月まで

私は、A市に居住していたときは、国民年金には加入していなかったが、昭和56年6月頃に実家のあるB町に転入し、同年11月頃に同町役場で申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿の記録によると、B町において、初めて昭和56年7月に払い出され、53年4月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間のうち、47年9月から53年3月までは国民年金の未加入期間となり、納付書が発行されることは無いことから、国民年金保険料を納付することはできない期間となっている。

また、申立人は、昭和56年11月頃に20歳に遡って申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、その納付したとする時点では、申立期間のうち、53年4月から54年6月までは、制度上時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 1041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者記録では、昭和 48 年 7 月 26 日資格喪失となっているが、同年 7 月 31 日まで有給休暇を取得し、同年 7 月末で退職したはずであり、申立期間は厚生年金保険被保険者であったと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業を継承しているB社に照会したが、申立期間当時の資料は保管されておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用等について確認することはできなかった。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録を確認したところ、申立人は、昭和 48 年 7 月 25 日に離職と記録されており、同記録はオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日と符合する。

さらに、当該事業所において、申立期間当時、厚生年金保険被保険者記録がある複数の元同僚に申立事業所での有給休暇の取扱い等について照会したところ、申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。